



2024年8月5日

各 位

会社名 岩崎通信機株式会社
代表者名 代表取締役社長 木村 彰吾
(コード：6704、東証スタンダード)
問合せ先 取締役執行役員コーポレート・
マネジメント本部長 時田 英典
(TEL. 03-5370-5111)

株主による株式交換差止仮処分命令の申立てに関するお知らせ

2024年6月27日開催の岩崎通信機株式会社（以下「当社」といいます。）の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において決議されました、あいホールディングス株式会社（以下「あいホールディングス」といいます。）を株式交換完全親会社とし、岩崎通信機を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）について、当社の株主である株式会社スノーボールキャピタル（以下「SBC」といいます。）から本株式交換の差止仮処分命令の申立て（以下「本申立て」といいます。）がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 差止め請求に至った経緯

2024年6月27日付け「株式交換契約に関する定時株主総会の承認可決についてのお知らせ」においてお知らせしたとおり、本株主総会において、本株式交換に係る「株式交換契約承認の件」が原案通り承認可決されました（かかる決議を、以下「本決議」といいます。）。

これに対し、SBCより2024年7月31日付けで、本決議に瑕疵があるとして、本申立てが東京地方裁判所に対して行われ、当社は、2024年8月3日に、本申立てに係る申立書等を受領いたしました。

2. 本申立てをした株主の概要

(1)	名 称	株式会社スノーボールキャピタル
(2)	所 在 地	東京都港区虎ノ門五丁目12番13号
(3)	代表者の役職・氏名	白石 陽一
(4)	所 有 株 式 数 (所 有 比 率)	30,100株 (0.20%)

(注) 1 所有株式数の割合は発行済株式総数から自己株式数を除いた株式数に対する所有株式数の割合です。

3. 本申立てがあった年月日

2024年7月31日

4. 本申立ての内容

(1) 申立てがなされた裁判所

東京地方裁判所

(2) 本申立ての対象

本株式交換を仮に差し止めること。

(3) 本申立ての理由

SBCは、本決議に係る決議の方法が法定款に反しており著しく不公正であり、かつ、特別利害関係人の議決権行使があったことから著しく不当であること等と主張して、本申立てを行っております。

5. 今後の見通し

当社といたしましては、本決議は適法かつ公正に行われており、本申立ては直ちに却下されるべきものと考えております。当社は、今後の裁判手続きにおいて、本株式交換の適法性及び公正性を明らかにするとともに、本株式交換を含むあいホールディングスとの経営統合を進めてまいります。

以 上